で存知ですか? 2017年

新しい税制が 始まります!

ESSMEDIET!

セルフメティケーション

税控除対象

2017年1月から セルアメディケーション規制 (医療費性除の特例)が始まります。

従来の医療費控除制度は、1年間(1月1日~12月31日)に自己負担した医療費が、

自分と扶養家族の分を合わせて「合計10万円」を超えた場合、

確定申告することにより、所得税が一部還付されたり、翌年の住民税が減額される制度です。

治療のために購入したOTC医薬品の代金もこの医療費控除制度の対象となります。

従来の医療費控除制度の特例として、2017年1月から新たに

「セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)」が 施行されます。特定の成分を含んだOTC医薬品の年間購入額が

「合計1万2,000円」を超えた場合に適用される制度です。

確定申告すれば、 購入金額の一部が 、戻ってきます!



セルフメディケーション税制 (医療費控除の特例)



Q1 対象となる特定の成分を含んだOTC医薬品とは?

厚生労働省のホームページhttp://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000124853.htmlで、

この制度の対象となる具体的なOTC医薬品を確認することができます。現在、製造 メーカーは、対象となるOTC医薬品のパッケージに右のような識別マークを印刷 またはシールで貼付する作業を行っており、この制度が始まる2017年1月には多く の対象製品をマーク付きに置き換えていく予定です。

<表示例>





<識別マーク>

セルフメティケーション

- *製品の大きさやパッケージの色により、このマークの大きさ や色も異なります。
- *製品は順次マーク付きに置き換わっていきますが、マーク 無しでも同じ製品は制度の対象になります。

さらに、購入の際にお客様が受け取るレシートには、この制度の対象製品に★のような印と 「セルフメディケーション税制対象」という印字か、手書きの注記がなされますので、 そのレシートや領収書は大切に保管ください。

対象となる人は?

所得税や住民税を納めていて、自分と扶養 家族の分を合わせて、対象となるOTC医薬品 の年間購入額が1万2,000円を超えた人で、 あわせて健康の維持増進や疾病予防のため に健康診断等を受けている人が対象になり ます。



いくら税金が戻ってくるの?

扶養家族の分を含めた対象となるOTC医薬品の年間購入額 が1万2,000円を越えた部分に申告者の所得税率を掛けた 金額が所得税(国税)分として戻ってきます。

例えば所得税率20%の申告者が年間5万円分を購入した場合は、 (5万円-1万2,000円) x 20%=7,600円が戻ってきます。 加えて、翌年度の住民税(地方税)分として、

(5万円-1万2,000円) x 個人住民税率10%=3,800円が戻ってきます。

注:10万円分の購入、すなわち8万8,000円の所得控除が上限になります。

確定申告はどのようにすればよいの?

確定申告をしたことがない方も多いと思いますが、国税庁ホームページの「確定 申告書等作成コーナー」などを利用して、ご自宅のパソコン等で申告書を作成 することができます。

*従来の医療費控除制度とセルフメディケーション税制(医療費控除 の特例)を同時に利用することはできません。

購入したOTC医薬品の代金に係る医療費控除制度については、従来の医療費控除 制度とセルフメディケーション税制(医療費控除の特例)のどちらの適用とするか、 対象者で自身で選択することになります。

これまで、1年間に自己負担した医療費の合計が 10万円を超えることがなかった人でも、対象と なるOTC医薬品の年間購入額が1万2,000円を

超えれば、セルフメディケーション税 制(医療費控除の特例)の適用を受 けられる可能性があります。

OTC医薬品を購入した場合の レシート(領収書)は、 こまめに保管しておく習慣を つけましょう。

どちらの医療費控除制度を選択したらよいか、よく考えましょう。

公益社団法人 日本薬剤師会 一般社団法人 日本保険薬局協会 日本製薬団体連合会

日本チェーンドラッグストア協会 一般社団法人 日本医薬品卸売業連合会 日本一般用医薬品連合会



